

★ 広島県環境影響評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第六十五号）（環境保全課）

一 改正の要旨

環境影響評価法施行令の一部が改正されたことを踏まえ、広島県環境影響評価に関する条例の対象事業に、施行区域の面積が五十ヘクタール以上の太陽電池発電所の設置の工事の事業及び施行区域の面積が五十ヘクタール以上の発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事の事業を追加するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和三年四月一日